

第73号議案

児童センターの指定管理者の指定について

別紙のとおり児童センターの指定管理者を指定するものとする。

令和5年9月1日提出

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

児童センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めるものである。

児童センターの指定管理者の指定について

指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者	指定の期間
春日市須玖児童センター	糟屋郡篠栗町中央1丁目8番3号 エフコープ生活協同組合	令和 6年4月 1日から 令和10年3月31日まで